

## 特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会専門委員会規程

### (専門委員会の設置)

第1条 特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会(以下「協会」という。)の事業を円滑に運営するため、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 事業委員会

### (委員会の構成)

第2条 前条1号から3号までに規定する委員会は、協会幹事会規程第2条に規定する幹事を以って構成し、各委員会の構成員の定数は10名以内とする。

### (委員長及び副委員長の選任等)

第3条 各委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 前項の委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

### (会 議)

第4条 各委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 各委員会は、必要に応じ合同で会議を開くことができる。

### (所掌事項)

第5条 各委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

#### (1) 総務委員会

- ① 総会及び理事会に関する事
- ② 定款の改廃及び諸規程に関する事
- ③ 表彰に関する事
- ④ 広報の発行及び協会の啓発活動に関する事
- ⑤ 資料の収集に関する事
- ⑥ 各委員会との連絡調整に関する事
- ⑦ 指定管理者となった栗原市社会体育施設の運営に関する事
- ⑧ 他の委員会に属さない事項

#### (2) 財務委員会

- ① 予算及び決算に関する事
- ② 財政の確立に関する事
- ③ 他機関及び団体からの補助金、助成金及び寄付金に関する事
- ④ 会員に関する事
- ⑤ 賛助会員に関する事
- ⑥ その他、財政全般に関する事

#### (3) 事業委員会

- ① 協会推進事業に関する事
- ② 各種スポーツ大会の主催、共催及び後援に関する事

- ③ スポーツイベントの企画及び実施に関する事
- ④ 研修会並びに講習会の主催、共催及び後援に関する事
- ⑤ スポーツ選手の育成及び指導に関する事
- ⑥ スポーツ指導者の育成及び指導に関する事
- ⑦ 栗原市から委託されたスポーツ事業に関する事
- ⑧ スポーツの啓発宣伝及び普及活動に関する事
- ⑨ スポーツ少年団の支援に関する事
- ⑩ その他協会の事業に関する事

#### 附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和元年7月17日から施行する。